

申請手続きの流れ

★ストーブ等の導入、木質燃料の購入前に！



(申請者)

市へ交付申請に関する書類を提出する。

※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

・交付申請書（様式第1号） + 以下の添付書類

・添付書類（ストーブ等導入の場合は（1）から（5））

- （1）内訳が記載された見積書の写し
- （2）住宅等の所在地がわかる地図・（案内図）
- （3）ストーブ等を設置する場所の見取図（屋内の設置状況および周囲の建物等と煙突の位置関係（距離および高さ）が明示されたもの）
- （4）ストーブ等の仕様が確認できる仕様書、カタログ、その他の書類の写し
- （5）木質バイオマスストーブ等の使用方法に係る確認書

・添付書類（木質燃料購入の場合は（6）と（7））

（6）燃料の種類と購入量（薪は産地と体積（薪立方メートル）、その他の木質燃料にあっては、その重量（キログラム））に係る金額内訳が明記された見積書の写し

（7）購入予定の燃料を使用するストーブ等（据置型）の設置状況写真

申請受付期限 令和6年11月30日（消印有効）



(市)

書類審査をして「可」であれば、交付決定を申請者に通知し、ストーブ等の導入、木質燃料の購入手続きを行います。

★ストーブ等の導入、木質燃料の支払いが終わったら！

(申請者)

市へ実績報告書等を提出する。

・実績報告書兼請求書（様式第3号） + 以下の添付書類

添付書類（ストーブ導入・木質燃料購入共通）

- ・代金を支払ったことがわかる書類または領収書の写し
- ・完成写真、購入品の写真
- ・補助金の振込先金融機関の通帳の写し（金融機関名、口座の種類、口座番号および名義が記載されているもの）

実績報告期限 支払い完了から30日以内
または、3月15日のいずれか早い日



(市)

書類審査をして「可」であれば、補助金を交付いたします。

注 意！

こんな場合は、補助対象になりません。

- ◆補助金交付決定前にストーブ等の導入や燃料購入したもの
- ◆申請者および同一世帯員が市税等を滞納している場合
- ◆キャンプやレジャー用等の可搬型ストーブ等で使用する燃料